

## 5. 環境保全の人づくり・地域づくりの推進

### 【第2回点検後フォローアップ事項】

#### 重点調査事項①：環境保全のために行動する人づくりと組織・ネットワークづくりのための取組

一部の環境保全意識の高い人に限らず、広く国民に対して、身近なところで、より質の高い環境教育・環境学習の機会を提供すること、様々な主体が実感を持って環境について学び、自ら考え、具体的な行動に結びつけるために、自然や暮らしの中で体験活動や実践活動に参加することなどを通じた、環境保全のための人づくりを推進する観点から、

- a) 環境教育・環境学習等の環境保全のために行動する人づくりの実施のための取組状況と今後の方向性
- b) 多様な主体が参画する環境保全活動の実践促進に資する環境保全の組織やネットワークづくりの状況と今後の方向性

について、調査を実施しました。

#### ①第2回点検における指摘内容

- 各主体が行う環境教育・環境学習のための取組の推進に当たっては、各府省間において事前に緊密な情報交換を行うべきです。
- 事業者が、事業所内等で被雇用者等に対して行う環境に関する研修等を推進するための支援を行うべきです。
- 環境教育をリード又はコーディネートする人材間でのネットワーク及びサポート体制を構築し、これらの人材が、環境教育に関するノウハウ及び情報を共有できるようにすべきです。
- 環境保全の組織やネットワークづくりに係る取組については、地域の環境保全活動を次世代につなげていくための世代間のネットワークづくりも進めるべきです。
- 環境保全の組織やネットワークづくりに係る取組については、行政がコーディネーター役となり、環境活動が継続できる仕組みを導入すべきです。
- 施行後5年を迎えた環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成15年法律第130号)を点検し、必要な措置を講じるべきです。

#### ②主な取組状況等

第2回点検における各指摘事項に対応する施策について、代表的なものを取り上げ整理しました。なお、各施策の中には、複数の指摘事項に対して横断的に該当するものもあります。

＜各府省間における連携＞

- 農山漁村の果たしている多様な役割や教育的効果に着目し、児童の農山漁村における宿泊体験活動の推進を通じた体験学習の場としての農山漁村の活用を推進するため、農林水産省、文部科学省及び総務省の連携の下、「子ども農山漁村交流プロジェクト」を実施しています。平成21年度までに全国90地域を受入モデル地域として選定し、特に平成21年度は411校・約24,000人の小学生を受け入れたほか、民間団体を対象にプロジェクトの普及啓発、受入地域協議会への指導、助言のための活動を支援しました。今後は、小学校の安定的受入れの確保等、受入地域の整備を推進していきます。
- 「川に学ぶ」社会の実現に向けて、国土交通省、文部科学省及び環境省の連携の下、河川管理者、教育関係者、市民団体等が連携して「子どもの水辺」を選定・登録し、「子どもの水辺」を活用した河川環境学習を推進しています（平成21年度末時点：285箇所の「子どもの水辺」を登録）。
- 「21世紀環境教育AAAプラン推進事業」における発達段階に応じた環境教育の「ねらい」等策定に関する調査研究において、環境省及び文部科学省の連携の下、発達段階（学校段階・学年）に応じた環境教育の「ねらい」（目標）及び環境分野・領域別の学習内容を策定するために必要な調査研究等を行うとともに、その成果を報告書及びパンフレットにまとめ学校現場等に提供しました。

＜環境に関する研修等を推進するための支援＞

- 環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例等にかかる情報を収集し、総合的なデータベースの構築・インターネットによる提供を行い、平成21年度においては、ウェブサイトに月平均11,989件の訪問者を得ました。今後も環境教育・環境学習に関する情報を広く発信していきます。
- 環境にやさしい活動をすることを宣言する家庭を「エコファミリー」、その家族のリーダーを「我が家の環境大臣」として任命し、ウェブサイトを通じて環境家計簿を提供する等、家庭におけるエコライフを支援しています（平成21年3月末のウェブサイト登録数：134,017世帯）。その際、地方公共団体に団体登録をしてもらい、市民等に「エコファミリー」への登録の呼びかけや環境教育のツールとして活用してもらっています。今後は、企業における従業員教育の一環として環境家計簿の利用が増加している状況等を踏まえ、多様なニーズに応えられるよう、ウェブサイトの機能を強化していきます。

＜環境教育をリード又はコーディネートする人材の育成並びに人材間でのネットワーク及びサポート体制の構築等＞

- 都道府県との連携・協力の下、全国環境学習フェアを実施し、教員、保護者、産業界や大学関係者など様々な人々が環境について考える場を設け、環境教育・環境学習の在り方等についての研究協議等を行うとともに、これまでの各種活動の成果発表・展示会等を開催し、学校や社会における環境教育の一層の改善・充実を図っています（平成21年度 北海道富良野市で開催）。

- 地域に賦存するバイオマスを有効活用するために行動する人づくりと組織・ネットワークづくりを強力に推進するため、バイオマスの賦存量把握手法、農林水産業をはじめとする地域の様々な産業との連携等、多方面にわたる豊富な知見を有するとともに、関係者間の調整や事業化に向けた支援等、地域の取組をコーディネートできる「現場で働くことのできる」人材を養成しています（これまでに合計 139 名のコーディネーターを養成）。コーディネーターが、市町村からの協議・要請を受け、バイオマстаун構想の策定及び事業化に向けた取組を進めしており、バイオマстаунの普及、地域バイオマスの利活用の推進に寄与しています。
- 九州で強みを持つ環境・省エネ・リサイクル分野を中心とした企業の情報発信・ビジネスパートナーとのマッチングを目的とした「エコ塾」を月 1 回開催しました（平成 21 年度は 615 名が参加）。今後は、企業のビジネスのマッチング率を高めるとともに、学生参加のスキームを恒常的なものとし、実践的スキルが学べる場として活用していきます。
- 環境産業の発展を支える即戦力となる人材を継続的に輩出するために、大学の研究者や環境分野の企業経営者を講師に招き、九州環境クラスター大学産業人材育成コースを開催しました（毎年 40 名前後が参加）。地域の課題解決の取組のほか、コミュニティービジネス、国際環境ビジネス、CO<sub>2</sub>排出量取引、バイオマス等の課題別の取組も実施しています。今後は、公害防止技術、省エネルギー技術等の国際展開が大きな柱となりつつあり、国際環境ビジネスの人材育成や留学生を対象とした若手環境人材育成事業を強化していきます。
- 都市公園において、公園の丘陵地や海岸、河川等の自然環境、古民家や遺跡等の歴史資源をいかし、野生生物を中心とした環境プログラムである「プロジェクトワイルド」、自然体験型プログラムである「ネイチャーゲーム」等の環境学習プログラムを展開しました。各プログラムにおいて、指導者養成講習会等を行い、環境教育ボランティアの育成を推進しており、平成 20 年度は国営公園において 277 件の環境学習プログラムを延べ 1,613 回実施しました。また、「プロジェクトワイルド」において、平成 20 年度末現在、環境教育プログラムの指導者として、ファシリテーター（上級）490 名、エデュケーター（一般）約 16,000 名が育成されました。今後も継続的に環境教育プログラムの提供を推進するとともに、環境教育に関する人材育成を図っていきます。
- 地球環境問題に関する最新の科学的知見やその対策等に関する知識の普及を目的として、気象庁が「気候講演会」を開催しています。  
また、気象や地震に関する知識の普及と防災情報の有効な利用の促進を図ることを目的として、全国の地方気象台等が「防災気象講演会」を開催しています。
- 「川に学ぶ」社会の実現に向け、川を安全に利用できるよう、河川管理者や地域住民等を対象とした川の指導者育成を推進するために、NPO 等が実施している川の指導者養成講座等を支援しています。  
また、地方公共団体や NPO 法人と連携し、海辺の自然学校等、環境保全活動及び環境教育

プログラムの場を提供し、活動の支援を行っています。

- 学校教員及び地域の活動実践リーダーを対象に基本的知識の習得と体験学習を重視した研修（「環境教育リーダー研修基礎講座」）を行い、学校の児童生徒や地域の人々に対する環境教育・環境学習の推進を図りました。開催にあたっては、地方の教育委員会と協力し、地域の環境教育有識者の知見や社会教育施設を活用して、学校教育で取り組まれる環境学習と地域の実情に応じた研修内容としています（平成 21 年度：全国 7 か所、285 名の参加）。
- 「アジア環境人材育成イニシアティブ推進事業」として、大学における ESD を推進し、経済社会のグリーン化に主体的に取り組む人材（環境人材）の育成のため、産学官民の連携による環境人材育成の取組を促すプラットフォームとしての「環境人材育成コンソーシアム」設立に向けた取組、大学で活用できる環境人材育成のモデルプログラムの開発を実施しています。
- エコツーリズムを推進しようとする地域において、自然学校のインストラクターやエコツアーガイドなどを育成することを目的に、環境省と各地の自然学校等が連携して共通カリキュラムにより、集合や巡回及び通信による研修や、自然学校での実際の業務を通じて知識や技術を習得する実践的な研修を約 5 ヶ月間に渡って実施し（平成 20 年度受講者：85 名、平成 21 年度受講者：102 名）、これによりエコツアー等の質の向上が図られました。
- 自然公園のビジターセンター、自然観察の森、ふるさといきものふれあいの里など、自然解説を実施している公共の施設で、自然解説活動を担当する職員、ボランティア、国・地方公共団体等において自然ふれあいに関する業務を担当する者を対象として、実習等を中心とした研修を実施しました（平成 20 年度受講者：基本研修 36 名、専科研修 32 名）。

#### ＜環境教育におけるモデル整備等を通じた取組の拡大＞

- 独立行政法人国立青少年教育振興機構において、立地条件や各施設の特色を生かした自然体験活動や環境保全活動の機会と場の提供や、指導者養成事業を行うとともに、その成果を公立の青年の家等に広く普及しています（環境教育に関する事業：平成 21 年度 12 事業）。また、「子どもゆめ基金」により、民間団体が実施する自然体験活動や奉仕体験活動への支援を行っています（平成 21 年度：1,725 件）。
- 米国の提唱に係る「環境のための地球規模の学習及び観測（GLOBE：Global Learning and Observations to Benefit the Environment）計画」に参加し、都道府県教育委員会との連携・協力の下、児童生徒の環境への興味・関心を高めるための指導方法等の研究・普及を進め、学校における環境教育の一層の推進を図っています。
- 森林環境教育を推進するため、普及啓発活動を展開するとともに、企画・調整能力を有する質の高い人材の育成、森林環境教育のプログラムの作成等、森林環境教育の活動内容の充実に向けた取組を実施しました。平成 22 年度からは、里山林の整備と森林環境教育を含めた里山資源の活用等を組み合わせて、自立・継続できる地域の取組を実証・確立し、全国的に取組を

拡大する「森林総合利用推進事業」を実施します。

- エネルギーの必要性等に関する理解促進のため、エネルギー・環境などの横断的・総合的課題等について、地域や学校の実態等に応じて取り組むことができるよう学校関係者や児童生徒への支援を実施しました。エネルギー教育実践校として学校（小・中・高等学校）を支援するほか、地域拠点大学・地域先行拠点大学として大学を支援し、エネルギー関連施設見学会やエネルギー教育実践セミナー等の開催等の取組を支援しました。平成21年度には、大学の教育学部の教員、小・中・高等学校の教員、教育委員会、エネルギー産業、NPO等の連携によるエネルギー教育推進会議（全国組織及び地域組織）を創設し、地域におけるエネルギー教育の推進・連携を強化しています。
- 持続可能な地域づくりに向けたESDのモデル実践の成果を踏まえ、地域におけるESDの取組を全国的に普及させるため、ESD活動の登録制度及びESDコーディネーター育成手法の検討を実施したほか、地域におけるESD活動を推進するためのシンポジウムを実施しました。

〈地域の環境保全活動を次世代につなげていくためのネットワークづくり等〉

- 「田舎で働き隊！」事業（農村活性化人材育成派遣支援モデル事業）において、農村地域の活性化を担う人材の確保・育成を安定的に支える仕組みの構築に向け、都市と農村地域をつなぎ、農村地域における都市部の人材の活用等に取り組むコーディネート機関に対して支援を行っています（平成20年度：短期研修として2,479名派遣、平成21年度：長期研修として291名を派遣）。
- 「遊々の森」制度では、豊かな森林環境を有する国有林野において、協定の締結により継続的に多様な体験活動が展開できる場を積極的に提供することを通じて、学校等による森林環境教育を推進しています（平成21年度末時点：「遊々の森」を162箇所設定）。
- 子どもが地域において自主的な環境保全活動に参加する機会を提供するため、全国の子どもを対象として「こどもエコクラブ」の結成、登録を呼びかけるとともに、登録クラブ及びそのサポーター（大人）に対してニュースレターの配布等により環境情報の提供等を行いました（平成21年度：3,663クラブ、179,446人の参加）。各都道府県及び市区町村に必要に応じて「こどもエコクラブ事務局」を設置し、各地方公共団体の担当者がクラブに対する「コーディネーター」としてクラブの活動支援等を行っています。
- 地域社会の中核である学校において、校舎における環境負荷低減のための改修等のハード整備と、これを活用した学校、地域での環境教育事業等のソフト事業を一体的に推進し、平成21年度までに20のモデル校で事業を行いました。

〈行政がコーディネーター役となるなど環境活動が継続できる仕組みづくり〉

- 「美しい森林づくり推進国民運動」の一環として、森林づくり等を行うNPO活動と企業の

C S R活動などをコーディネートする森林づくり活動サポート組織の研修、活動支援を行うとともに、国民の自発的活動による森林づくりを支援しました。当該施策等を通じて、森林ボランティア団体数は、平成18年度の1,863団体から平成20年度には2,357団体へと増加し、企業等による森林づくりは、平成18年度の689箇所から平成20年度には947箇所へと増加しています。今後も、森林づくり活動への支援を行うとともに、森林づくり活動をサポートする組織の充実を図るため、平成22年度から森林づくり国民運動推進事業を実施しています。

- 地域におけるN P O、企業、行政、市民の主体的参加によるパートナーシップづくりに役立つ拠点として設置している「地方環境パートナーシップオフィス（E P O）」において、環境活動等に関する情報の収集・提供、各主体間の交流を促す場づくりなど、各地域でのパートナーシップ促進の基盤づくり等を図っています。
- 国連大学との共同事業として設置した「地球環境パートナーシッププラザ」において、N G O、企業等の各主体の協働に関する情報の収集・提供、各社会主体間のパートナーシップ形成の支援等を実施し、ネットワークを構築しています。

### ③今後の政策に向けた提言

- あらゆる世代を対象とした環境教育・環境学習の一層の充実と関連施策の効果的推進を図るために、生涯を通じた継続的な環境教育・学習の仕組みづくりや、優良事例等の情報共有・提供等において、引き続き、各府省間での連携、地方公共団体との連携及び地域間での連携が進むよう必要な措置を講じるべきです。
- 環境保全活動の実践促進に資する環境保全の組織やネットワークづくりを強化するために、N P O、企業、行政、市民等の各主体が、適切な役割分担の下、環境保全活動に参加・協働する多様な場づくりを推進すべきです。
- あらゆる主体が、環境問題が地球規模の課題となっていることを理解し、環境保全のために行動できるような人づくりに係る取組を推進すべきです。
- 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）を点検し、必要な措置を講じるべきです。

## 【第2回点検後フォローアップ事項】

重点調査事項②： 環境資源の保全と有効活用の実施を統合的に進める、それぞれの持つ資源や特長をいかした地域づくりのための取組

地域の資源や資産を活用しつつ、環境負荷の少ない、同時に豊かな社会生活を送ることのできる持続可能な地域づくりを推進する観点から、

- a) 地域資源をいかした持続可能な地域づくりに向けた施策の現状と経済的手法を含めた具体的実現手法の今後の方向性
- b) 地域における国、地方公共団体、NPO 及び民間企業等の広範な関係者の参加を通じた、多面的な環境資源の保全と有効活用の実施を統合的に進めるための施策の現状と今後の方向性について、調査を実施しました。

### ①第2回点検における指摘内容

- それぞれの持つ資源や特長をいかした地域づくりは、各地域・地域住民が自立し、主体性及び独自性を持って進めていくことが必要不可欠です。
- 環境基本計画においては、国の取組について、地域づくりが、各地域それぞれの主体性の下、独自性を持って進められるように支援していくこととされています。各地域にインセンティブを与える等、各地域の活力を引き出す努力をすべきです。
- 各地域が各府省で実施されている様々な環境保全施策を基盤として、地域の実情に応じた将来計画を策定することが重要であり、総合的・統合的な地域環境行政を推進するためにも、そのような計画策定を支援することが国の行政に求められます。このため、各府省で行われている様々な取組に関する情報を、統合的に地方公共団体に提供していくとともに、国が、地方公共団体における環境保全の取組について、より具体的に把握し、さらに、地方公共団体間の連携による取組を促進すべきです。
- 「生物多様性の保全」にも密接に関わることとして、生物多様性基本法に基づく地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定を、各地域が主体性及び独自性を持って進めていくことが期待されます。
- 「生物多様性の保全」にも密接に関わることとして、里地里山の保全活動については、多様な主体が里地里山を共有の資源として管理し、持続的に利用することが必要です。例えば、燃料や肥料等への里山林の利用の低下に伴う荒廃、不在地主の増加や農林業の担い手の不足による耕作放棄地の増加等の課題に対しては、地域住民だけでなく、様々な主体の参加を促進する等して、地域における人と自然の再構築を進めるべきです。その際、現在各地域で点的に行われている取組を、ウェブサイト等を活用してネットワーク化するとともに、他の地域のモデルとなる地域の取組事例を分析・整理し、分かりやすく情報提供するといった取組を通じて、面向的な取組としていく必要があります。そして、こうした取組が、過疎化・高齢化が進む地域の活性化にも貢献することとなることが重要です。

## ②主な取組状況等

第2回点検における各指摘事項に対応する施策について、代表的なものを取り上げ整理しました。なお、各施策の中には、複数の指摘事項に対して横断的に該当するものもあります。

＜地域の資源や特長をいかした主体性・独自性ある地域づくり＞

- 農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図るため、農村地域内外の地域住民、都市住民、N P Oなどの多様な主体の参画を得た活動組織を設立し、地域ぐるみでこれらの資源の適切な保全管理と農村環境の保全を行う共同活動と、化学肥料や化学合成農薬の使用の大幅な低減といった環境負荷低減に向けた先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援しています（平成21年度：143万haの農地を対象に、19,514の活動組織が共同活動を実施）。
- 国民への水産物の安定供給、水質浄化等の公益的機能を有する藻場・干潟等が環境変化等により、その減少及び機能低下がみられていることから、これらの有する公益的機能の維持を図るため、環境・生態系保全対策として、漁業者等が行う藻場・干潟等の保全活動を支援とともに、講習会の開催等を通じて、同活動を全国的に推進しています（平成21年度：186の活動組織が保全活動を実施）。
- 「緑地環境整備総合支援事業」において、三大都市圏に存する都市等、緑とオープンスペースの確保が課題とされる都市において、都市公園の整備、古都及び緑地保全事業、市民緑地の公開に必要な施設整備等を統合補助事業により、総合的に支援することで、都市域における水と緑のネットワークの形成を推進しています（平成21年度：36地区、平成22年度：53地区で実施予定）。
- 河川管理者、地方公共団体、市民団体等が役割分担を定め、河川美化活動等を共同で実施し、平成20年度においては、763の市民団体が河川敷等の清掃や草刈り等の美化活動を行い、河川管理に参加しました。
- 「エコツーリズム総合推進事業」において、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、関係府省等との連携の下、普及啓発、エコツーリズム推進法に基づき取り組む地域への支援、ノウハウ確立、エコインストラクター人材育成等を総合的に実施しました（エコインストラクター人材育成受講者数、平成20年度：85名、平成21年度：102名）。今後は、同法及びエコツーリズム推進基本方針を踏まえたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、グリーンツーリズムとの連携などを生かしたエコツーリズムによる地域活性化支援、エコツーリズムによる資源利用の適正化、エコツーリズムの実態調査・解析・伝播事業等を総合的に実施します。

- 地域において社会的に価値のある事業に対し出資（直接金融）・融資（間接金融）等を行うコミュニティ・ファンド等が、環境面や社会面を適切に評価した上で出資・融資等を行う事業を決定できるよう、コミュニティ・ファンド等に対し、評価手法の検証等を通じた支援を行いました。

＜インセンティブ付与等の地域の活力を引き出す施策＞

- 新たなバイオマス資源の導入促進とともに、地域活性化の役割を果たすことを目指して、寒冷な北海道に適し、食料需給に影響しないバイオマス資源（資源作物としてのヤナギ）について、研究者・生産者等の参画・協力の下、エタノールとしての活用など安定的生産・利活用システムの確立・普及方策に関する調査を行っています。
- 地域に根ざした活動を一層推進する上での励みとなるとともに、他市町村等の取組に役立つ模範を広く示すことを目的として、住民・企業等との協働を図りながら環境の恵み豊かな持続可能なまちづくりに取り組み、特に顕著な実績をあげている市町村等を、環境大臣が表彰しました（平成 20 年度：3 地方公共団体及び 7 民間団体、平成 21 年度：8 地方公共団体）。今後は、過去の表彰団体についてフォローアップを行う予定です。
- 「環境と経済の好循環のまちモデル事業」において、地域発の創意工夫と幅広い主体の参加により、環境保全活動を通じた地域コミュニティの再生・創生を行うとともに、CO<sub>2</sub>排出量の削減等を通じた環境保全と雇用の創出等による経済の活性化を同時に実現する、環境保全をバネにしたまちおこしのモデルを創りました。今後は、全国のモデル事業として各地域での取組を積極的に広報するなど、波及効果についてより一層の推進を図るべく改善を検討します。

＜地域への情報提供、地域の計画策定等の支援＞

- 地域に賦存するバイオマスを有効活用するため、地域の関係者及び関係府省の連携の下、市町村が中心となったバイオマスの総合的な利活用の取組として「バイオマстаうん」の構築を推進しています（平成 21 年度末：268 地区がバイオマстаうん構想を公表）。今後も、平成 22 年度中にバイオマス・ニッポン総合戦略の目標である 300 地区を達成するため、取組を進めています。
- 良好的な海域環境を保全・再生・創出するため、港湾整備により発生する浚渫土砂を有効活用した干潟の整備や覆砂を推進しています。平成 21 年度は、羽田沖において浅場の造成、伊勢湾、大阪湾において藻場・干潟等の整備等を実施しました。また、地方公共団体との間で、藻場・干潟等の整備後のモニタリング情報等について共有しています。
- 水とみどりのネットワーク形成を通じたうるおいあるまちづくりを支援するため、雨水渠や雨水・下水処理水を活用したせせらぎなどの、都市における貴重なオープン空間となる水辺の再生・創出等を支援するとともに、平成 21 年 2 月に「都市の水辺整備ガイドブック」を公表し、地方公共団体による都市の水辺整備を促進しています。

- 「地域の产学官連携による環境技術開発基盤整備モデル事業」において、環境技術開発人材ネットワーク形成、地域環境問題の解決と地場産業をいかした環境技術開発等を行い、その成果等について全国に普及を図っています。平成 21 年度には、これまでのモデル地域での事業で得られた知見や課題等を整理し、地方試験研究機関が产学官連携を円滑に進めるためのマニュアルを取りまとめ、地方公共団体等に配布しました。平成 22 年度においては、シンポジウム等の場を通じてこの产学官連携のためのマニュアルを広く周知していきます。
- 「低炭素地域づくり面的対策推進事業」において、国土交通省と連携して選定した地域において、公共交通の利便性向上策や、未利用エネルギー・再生可能エネルギーの活用、緑地の保全や風の通り道の確保などの自然資本の活用等の面的な対策について、実効性の高い CO<sub>2</sub> 削減目標を掲げた低炭素地域づくり計画の策定や、地方公共団体実行計画等に位置付けられた地域環境整備に係る事業への支援を行っています（平成 21 年度：計画策定委託業務を全国 39 箇所、補助事業を全国 7 箇所において実施。）。

#### 〈地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定〉

地方公共団体、企業、N G O、市民等、地域の多様な主体が地域の特性に応じた生物多様性保全の取組を促進するための仕組みの検討や、地域が主体となった生物多様性の保全・再生活動や「生物多様性地域戦略」など総合的な計画づくりを支援しています。「生物多様性地域戦略」については、各地域の自然的条件や社会的条件に応じた生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するために、都道府県、市町村が地域戦略を策定する際に参考となるような基本的な情報を「生物多様性地域戦略策定の手引き（平成 21 年 9 月策定、平成 22 年 5 月一部修正）」として示したほか、同手引きの説明会を全国 7 か所程度で開催してまいります。なお、平成 22 年 5 月時点で、10 の地方公共団体が生物多様性地域戦略に相当する計画・戦略を策定しています。

#### 〈里地里山の保全における情報提供等を通じた面的取組〉

- 「S A T O Y A M A イニシアティブ推進事業」において、里地里山の保全活用の取組について調査・分析を行い、特徴的な取組事例について情報を発信するとともに、保全活動の担い手育成の支援のため、活動団体や活動場所の紹介、里地里山の生態系管理などに関する専門家などの人材登録・紹介、技術研修を実施しています。さらに、全国での里地里山の保全活動を開けるため「里地里山保全活用行動計画（仮称）」の策定に加えて、世界各地に存在する自然資源の利用形態や社会システムに関する事例収集及び現地調査を行います。以上のような国内外の事例等をもとに、持続可能な自然資源の利用・管理の考え方や指針などを整理し、同じような課題を抱える諸外国に向けて提示します。

### ③今後の政策に向けた提言

- 各地域・地域住民が自立し、主体性及び独自性を持って、それぞれの地域資源や特長をいかした地域づくりを、引き続き進めることが重要です。

- 環境負荷の少ない持続可能な地域づくりを効果的に推進するために、優良事例等の情報共有・提供等において、引き続き、各府省間での連携、地方公共団体との連携及び地域間での連携が進むよう必要な措置を講じるべきです。
- 多様な主体が、それぞれの地域の自然資源の状況や特性をより的確に把握しつつ、生物多様性や里地里山等の保全・活用を展開できるよう、引き続き、情報提供及び情報収集に係る支援等を推進すべきです。

## 【新規設定事項】

### 重点調査事項③：多様な主体の連携・協力によって、より良い環境、より良い地域をつくるための地域全体としての意識・能力を向上させる取組

地域に係る多様な主体が、より良い環境、より良い地域をつくるために互いに連携・協力しながら、地域全体としての意識や能力を向上させること、すなわち「地域環境力」を向上させることを目指すという観点から、

- a) 「地域環境力」の向上に資する人づくり・地域づくりに係る国の取組の状況と今後の方向性
- b) 「地域環境力」の向上に資する人づくり・地域づくりに係る取組の地域における具体的な事例について、調査を実施しました。

#### ①環境基本計画における施策の基本的方向

○ 環境問題について自らの問題と考えて行動する国民と多様な主体が様々な形で連携し、地域の風土や文化的な遺産を踏まえながら、地域の環境について知り、生活する場として活用しつつ保全することに取り組むことが必要です。そして、そのような取組を通じ、地域の環境を持続可能なものにするとともに、それを保全する住民の力を高めることが重要です。そのように、地域の環境とその保全に取り組む住民の力が統合的に高まっていくような関係をつくりあげること、すなわち「地域環境力」を持つことにより、地域の特色をいかした、独自性を持った豊かな地域を創っていくことを目指します。

このため、まずは、このような地域の形成に向けた具体的な取組が、各地域において着手されることを目指します。

#### ②主な取組状況等

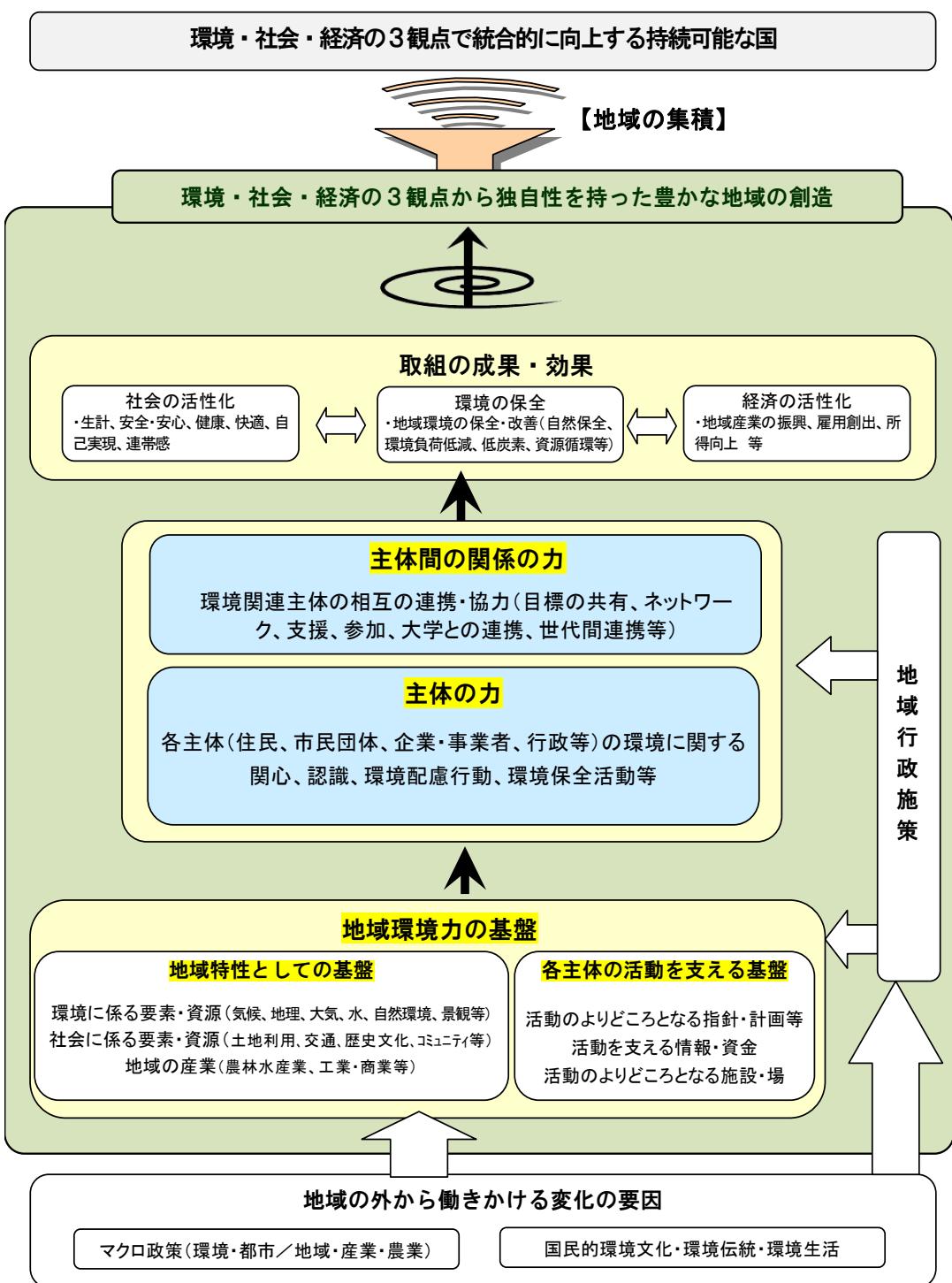
○ 環境基本計画では、国は多様な主体と協力しつつ、環境保全の人づくり・地域づくりが、各地域の主体性の下、独自性を持って進められるよう支援していくこととしています。このような認識の下、平成20年度及び21年度において、環境省は、「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」に係る指標の充実化を図るために、検討委員会を設置し、「地域環境力」の概念を整理するとともに、「地域環境力」を具体的に把握・評価するための手法を検討しました。

#### «「地域環境力」の概念»

○ 「地域環境力」の概念を以下のとおり整理し、各府省が実施している「環境保全の人づくり・地域づくり」に係る施策が、各地域において「地域環境力」が発現するまでに必要となる3つの要素（「地域環境力の基盤（地域特性としての基盤・各主体の活動を支える基盤）」、「主体の力」及び「主体間の関係の力」）に対する直接的又は間接的な支援や促進策になっているかを調査・集計し、取組状況を把握することとしました。

図表 「地域環境力」の概念

- 「地域環境力」とは、当該地域の独自性を持った豊かな地域（環境・経済・社会の3観点で統合的に向上する持続可能な地域）づくりのための環境保全に資する活動・行動を、
    - ①住民、市民団体、企業・事業者、行政など多様な主体が、
    - ②その地域の特性を的確に把握・活用しながら、
    - ③互いに連携・協力して、
- 進めやすい状況・潜在力が、当該地域にどの程度整っているかを表す概念とします。



## «「地域環境力」の向上に資する人づくり・地域づくりに係る国の取組の状況と今後の方向性»

- 「地域環境力の基盤（地域特性としての基盤・各主体の活動を支える基盤）」については、以下の5つの要素に分類しました。
  - ・①地域の特性の的確な把握・活用を促す施策等である
  - ・②地域独自の環境保全に関する指針・計画等の策定を支援する施策等である
  - ・③各主体間の情報共有を支援する施策等である
  - ・④住民、市民団体、企業・事業者などの各主体に国が直接的に又は地方公共団体を通じて間接的に資金を提供する施策等である
  - ・⑤住民、市民団体、企業・事業者などの各主体に国が直接的に又は地方公共団体を通じて間接的に活動の施設・場を提供する施策等である
- 「主体の力」については、以下のとおり整理しました。
  - ・⑥行政、住民、市民団体、企業・事業者などの主体それぞれの環境に関する関心・認識、環境配慮行動・環境保全活動実行のための能力等の向上に資する施策等である
- 「主体間の関係の力」については、以下の2つの要素に分類しました。
  - ・⑦行政、住民、市民団体、企業・事業者などの複数の主体の参加を促す施策等である
  - ・⑧多様な主体の連携・協力を支援する施策等である
- 「人づくりと組織・ネットワークづくりのための施策」及び「地域づくりのための施策」について、それぞれ①～⑧の各要素に対する各府省の施策の該当状況をまとめると、以下の表のとおりです。

「人づくりと組織・ネットワークづくりのための施策」の該当状況（各府省別）

府省名	地域環境力の基盤					⑥関心・認識、環境配慮行動・環境保全活動の実行能力向上	⑦複数の主体の参加を促進	⑧連携・協力を支援	(該当件数／全件数)
	①地域の特性の把握・活用を促進	②指針・計画等の策定支援	③情報共有を支援	④資金の提供	⑤施設・場の提供				(該当件数／全件数)
文科省	3／5	0／5	1／5	2／5	2／5	5／5	3／5	4／5	
農水省	5／6	1／6	3／6	2／6	1／6	6／6	4／6	4／6	
経産省	3／3	0／3	3／3	0／3	3／3	3／3	3／3	3／3	
国交省	5／6	1／6	4／6	0／6	3／6	5／6	5／6	4／6	
環境省	8／11	2／11	9／11	1／11	4／11	11／11	7／11	6／11	
計	24／31	4／31	20／31	5／31	13／31	30／31	22／31	21／31	

## 「地域づくりのための施策」の該当状況（各府省別）

府省名	地域環境力の基盤					主体の力	(該当件数／全件数) 主体間の関係の力	
	①地域の特性の把握・活用を促進	②指針・計画等の策定支援	③情報共有を支援	④資金の提供	⑤施設・場の提供		⑦複数の主体の参加を促進	⑧連携・協力を支援
総務省	1／1	1／1	1／1	0／1	0／1	1／1	1／1	1／1
農水省	2／3	2／3	1／3	2／3	0／3	2／3	3／3	1／3
経産省(※)	1／1	1／1	1／1	0／1	1／1	1／1	1／1	1／1
国交省	3／5	1／5	1／5	2／5	4／5	3／5	3／5	4／5
環境省(※)	10／10	6／10	7／10	5／10	3／10	10／10	9／10	9／10
計	16／19	10／19	10／19	9／19	7／19	16／19	16／19	15／19

(※)「エコタウン事業」については、両省にそれぞれ計上しているため、合計は一致しない。

- 「地域環境力の基盤（地域特性としての基盤・各主体の活動を支える基盤）」について、①～⑤の要素ごとに該当状況を見てみると、以下の特徴が見受けられます。

- ・「①地域の特性の的確な把握・活用を促す施策等である」については、「人づくりと組織・ネットワークづくりのための施策」及び「地域づくりのための施策」の双方において、約8割の施策が、当該要素を含むものとされており、各府省が、本項目を地域環境力の基盤を形成する上で重要な要素として認識していることが窺えます。風土、自然環境資源、文化的遺産等の地域の特性をいかした独自性を持った豊かな地域の形成を目指し、その取組への支援が進められていることが窺えます。
- ・「②地域独自の環境保全に関する指針・計画等の策定を支援する施策等である」及び「④住民、市民団体、企業・事業者などの各主体に国が直接的に又は地方公共団体を通じて間接的に資金を提供する施策等である」については、「地域づくりのための施策」において約半数の施策が当該要素を含むものとされており、「人づくりと組織・ネットワークづくりのための施策」と比較して、それらの支援へのニーズが高いことが推測されます。
- ・「③各主体間の情報共有を支援する施策等である」については、「人づくりと組織・ネットワークづくりのための施策」において、約6割の施策が当該要素を含むものとされており、「②地域独自の環境保全に関する指針・計画等の策定を支援する施策等である」、「④住民、市民団体、企業・事業者などの各主体に国が直接的に又は地方公共団体を通じて間接的に資金を提供する施策等である」及び「⑤住民、市民団体、企業・事業者などの各主

体に国が直接的に又は地方公共団体を通じて間接的に活動の施設・場を提供する施策等である」と比較して高い結果が出ています。このことから、情報共有が、人づくり、組織・ネットワークづくりにおいて重視されていることが窺えます。

- ・「⑤住民、市民団体、企業・事業者などの各主体に国が直接的に又は地方公共団体を通じて間接的に活動の施設・場を提供する施策等である」については、「人づくりと組織・ネットワークづくりのための施策」及び「地域づくりのための施策」の双方において、約4割の施策が当該要素を含むものとされています。
- 「主体の力」における「⑥行政、住民、市民団体、企業・事業者などの主体それぞれの環境に関する関心・認識、環境配慮行動・環境保全活動実行のための能力等の向上に資する施策等である」については、「人づくりと組織・ネットワークづくりのための施策」及び「地域づくりのための施策」の双方において、大多数の施策が当該要素を含むものとされています。このことから、環境保全活動に参画する多様な主体の能力強化に力点の置かれた施策が進められている状況が窺えます。
- 「主体間の関係の力」における「⑦行政、住民、市民団体、企業・事業者などの複数の主体の参加を促す施策等である」及び「⑧多様な主体の連携・協力を支援する施策等である」の2つの要素について、「人づくりと組織・ネットワークづくりのための施策」及び「地域づくりのための施策」ごとに見てみると、前者の施策の約7割、後者の施策の約8割が双方の要素を含むものとされています。

他方で、「人づくりと組織・ネットワークづくりのための施策」においては、前掲の「主体の力」に係る支援の状況と比較すると、「主体間の関係の力」に係る支援の状況に若干の隔たりが見られる結果となっています。

個々の主体の能力強化と多様な主体の参画・連携の間の相乗作用が期待されるところ、「主体間の関係の力」に係る支援の拡充が求められる点が窺えます。

また、「地域環境力」の発現には、「主体の力」及び「主体間の関係の力」を支える土台となる前掲の「地域環境力の基盤」の強化も必要であり、3者の統合的向上が求められます。

#### «「地域環境力」の向上に資する人づくり・地域づくりに係る取組の地域における具体的な事例» 〈地域における具体的な事例の把握及び普及啓発〉

- 「地域環境力」の向上に資する人づくり・地域づくりに係る取組の地域における具体的な事例を把握するとともに、先進的事例を普及啓発するために、事例集の策定、データベース化等を行っています（注Ⅲ－5－1）。

- ・環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例等にかかる情報を収集し、総合的なデータベースの構築・インターネットによる提供を行っています。
- ・専門知識や経験を活用して環境保全活動に関する助言などを行う人材を「環境カウンセラー」として登録し、その情報をデータベース化して、インターネットにより紹介しています。

- ・事業型の環境NPO・社会的企業の取組の参考となるよう、市場の掘り起こしやコミュニケーション戦略等に関する先進的な取組事例等を紹介したポイント集を作成し、インターネットによる提供を行っています。
  - ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体が「地方公共団体実行計画」を策定する際などに参考となる内外の施策の事例集を作成し、インターネットによる提供を行っています。
- 中央環境審議会総合政策部会では、第三次環境基本計画の進捗状況に係る点検の一環として、「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」に関するテーマを設定した環境シンポジウムを開催し、国民、地方公共団体、事業者等による地域における環境保全の取組状況報告及びパネルディスカッションを通じて、地域の具体的な事例を把握するとともに、今後の計画推進の参考としています。

#### 〈地域における主な具体的な事例〉

住民・企業等との協働を図りながら環境の恵み豊かな持続可能なまちづくりに取り組み、特に顕著な実績をあげている団体を、環境大臣が表彰する「循環・共生・参加まちづくり表彰」制度の受賞団体のうち、主な事例は以下のとおりです（注III-5-2）。

- 「地域環境力の基盤」における地域特性・各主体の活動を支える基盤（歴史文化、景観、活動のよりどころとなる施設等）をいかしつつ、「主体の力」における各主体の認識・能力向上を図った事例として、島根県斐川町では、季節風から家屋を守るために発達した築地松に囲まれた散居が広がる独特の農村景観の保全活動を展開しており、「築地松景観保全住民協定」を地域住民と締結し、築地松の維持管理を推進するほか、築地松の剪定を行う「陰手刈」職人の育成による技術の継承、環境教育の拠点となる「斐川町環境学習センター」の整備、中学生を対象とした環境先進国への研修派遣等、環境教育・学習の機会の充実を図っています。
- 「地域環境力の基盤」における地域特性としての基盤（地域産業、自然資源等）をいかしつつ、「主体間の関係の力」における多様な主体の連携を図った事例として、北海道下川町ふるさと開発振興公社では、森林総合クラスターの創造に向け、森林が持つCO<sub>2</sub>吸収量に着目し、企業の社会的責任（CSR）を活用した「森林と企業とのパートナーシップ」として、地方公共団体レベルでのCO<sub>2</sub>排出権取引に関する提案を全国に先駆けて行い、下川町と企業の両者にメリットをもたらし、地域産業の振興に貢献しています。
- 「地域環境力の基盤」における地域特性・各主体の活動を支える基盤（地域産業、活動のよりどころとなる計画等）をいかしつつ、「主体間の関係の力」における多様な主体の連携を図った事例として、宮城県登米市では、平成19年に「環境と産業が共生した持続可能な社会の形成」などを基本理念とした環境基本条例と、56の個別目標を掲げた環境基本計画を制定しました。同計画の目標を達成するため、住民、事業者、各種団体等のネットワーク化を図る「登米市環境市民会議」を設立し、行政を含めた各主体が連携して環境保全活動を行っているほか、

行政と農業団体の連携の下、化学肥料・農薬の使用量を減らした環境負荷の小さい環境保全米の生産を推進することにより、環境と産業の共生を図りつつ、住民や消費者の安全・安心な生活を確保しています。

- 「地域環境力の基盤」における地域特性としての基盤（自然資源等）をいかしつつ、「主体間の関係の力」における多様な主体の連携を図った事例として、福井県の菜の花公夢典東安居推進委員会では、住民、行政等と連携して、菜の花育成事業のほか、河川敷・堤防の草刈、ごみ清掃等の環境美化、地区の里山ハイキングコースの保守整備等の地域の環境保全活動に取り組んでいます。また、「ふくいのおいしい水」として県の認定を受けた弘祥寺跡地の甘露水周辺の清掃管理、遊歩道の整備等を行い、憩いの場を提供するとともに、菜の花ロードを活用した「菜の花フェスタ」や「菜の花サミット」を開催し、地域活性化に貢献しています。
- 「主体の力」における各主体の認識・能力向上、「主体間の関係の力」における多様な主体の連携を図った事例として、東京都江戸川区のNPO法人えどがわエコセンターでは、環境活動に関する地域の拠点として行政、学校、事業所、商店街、自治会、NPOなどの多様な主体と連携し、「もったいない運動えどがわ」と題した地球温暖化防止活動や、「えどがわ油田開発プロジェクト」と題した廃食油の回収・BDF製造事業など、省エネ、省資源及びごみ減量活動に取り組むほか、これらの活動を担う人材を育成するための様々な環境学習プログラムを提供するなど、地域の自然環境を保全・活用するネットワークの中心となっています。

### ③今後の政策に向けた提言

- 環境問題について自らの問題と考えて行動する国民と多様な主体が様々な形で連携し、地域の風土や文化的遺産を踏まえながら、地域の環境について知り、生活する場として活用しつつ保全する取組を通じ、地域の環境を持続可能なものにするとともに、それを保全する住民の力を高めることが重要です。
- 「地域環境力」の発現・向上には、「地域環境力の基盤」、「主体の力」及び「主体間の関係の力」の3者の統合的向上に資する支援を進めるとともに、「人づくりと組織・ネットワークづくり」及び「地域づくり」の双方の視点を持ち合わせた施策を推進することも重要です。
- 持続可能な社会の構築には、地域の特色をいかした、独自性を持った豊かな地域づくりを進めることが必要であり、地域が環境保全に資する活動に主体的に取り組むことが求められます。それぞれの地域が、「地域環境力」の重要性を認識し、住民、市民団体、企業・事業者、行政など多様な主体が、その地域の特性を的確に把握・活用しながら、互いに連携・協力した取組を強化することが期待されます。

## IV その他

### 1. 各府省における環境配慮の方針に係る取組状況

環境配慮の方針については、平成17年度（2005年度）以降はすべての府省等において策定されています。

環境配慮の方針が対象としている範囲については、「通常の経済活動の主体としての活動分野」はすべての府省等が対象としており、13府省等では「環境に関わる政策分野」も環境配慮の方針の対象としています。今後、すべての府省等が当該分野も対象としていくことが望まれます。

環境配慮の方針の進捗状況についての点検の仕組み、点検結果の公表及び点検結果を施策等に反映させる仕組みについては、方針上これらが明文化されている府省等は前回調査と同数となっています。

さらに、効果的・効率的に環境配慮の方針の推進を図るために、P D C Aサイクルに基づく仕組みを一層強化していくことが望れます。

調査対象とした関係府省等	16府省等 (内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省)
「環境配慮の方針」の策定状況	調査を行った全16府省等で策定 ※策定府省等の推移 平成14年度:5省等 平成16年度:15府省等 平成15年度:11府省等 平成17年度以降:16府省等
「環境配慮の方針」が対象としている範囲	・調査を行った全16府省等が、「通常の経済活動の主体としての活動分野」を対象としている。 ・13(13)府省等が、「環境に関わる政策分野」も対象としている。
「環境配慮の方針」の進捗状況についての点検の仕組み	・調査を行った全16府省等が、点検の仕組みを明文化している。
「環境配慮の方針」の進捗状況についての点検結果の公表	・12(12)府省等が点検結果の公表を明文化している。 ・4(4)省等が明文の規定はないが、事実上公表している。
点検結果を施策等に反映させる仕組み	・14(14)府省等で点検結果を施策等の見直し、改善等に反映させる仕組みを明文化している。 ・2(2)省等は点検結果を反映させる明文の規定はないが、事実上反映させている。
「環境配慮の方針」の進捗状況についての平成22年度点検の実施 ※主に平成21年度における進捗状況を点検するために実施されるもの	・調査を行った全16府省等が、年度内の自主的な点検を実施予定。(一部の府省等では既に実施済み。)

(注)表中の括弧内の数字は、前回の調査における該当府省等の数